

## ○ 適合証交付の処理期間について

### 1 建築基準法第6条第4項

建築主事は、第1項の申請書を受理した場合においては、同項第1号から第3号までに係るものにあつてはその受理した日から35日以内に、同項第4号に係るものにあつてはその受理した日から7日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請書に確認済証を交付しなければならない。

建築主事は、建築確認の申請書を受理してから35日以内（特殊建築物以外の建築物については7日以内）に法令の規定に適合するかどうかを審査し、文書をもって申請者に通知することになっている。

\* 35日・・・標準処理期間

7日・・・特殊建築物以外の木造建築物は、構造が簡易であり、審査内容や審査方法が簡略化されているため、期間が短くなっている。

### 2 適合証の処理期間

建築基準法

書類審査 (21日)	現地確認 (3日)	関係機関への合議 (7日)	書類作成 (4日)
---------------	--------------	------------------	--------------

適合証交付

市町村経由・進達 (7日)	書類審査 (21日)	現地確認 (3日)	書類作成 (4日)
------------------	---------------	--------------	--------------

・適合証交付の処理期間としては、建築に関する法令である建築基準法の確認申請の審査期間を参考にする。

・適合証の交付については、建築基準法に必要な関係機関の合議は不要であるが、建築基準法の審査期間には含まれない「市町村経由・進達」期間を要するので、これを考慮する。

・これらのことから、建築基準法に準じて、35日とする。